

【重要】必ずお読みください

令和8年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ

給付奨学生採用候補者のしおり

この資料には、**給付奨学生採用候補者**となった人(※)が、大学等への進学後に奨学金の支給を受けるために必要な手続きについて掲載されています。

※「授業料等減免のみ」の採用候補者となった人も含みます。

貸与奨学生採用候補者となった人は、JASSO ホームページに掲載されている「貸与奨学生採用候補者のしおり」もお読みください。

〔ご注意〕

- 進学後の手続き等について確認し、進学後は、速やかに「進学届」を提出してください。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

【重要】

◆あなたが制度や必要な手続きを理解し、正確に手続きを行ってください。

給付奨学生として必要な手続きをしなかった（遅くなった）場合や入力内容に誤りがあった場合、給付奨学金の支給が遅れたり止まったりすることがあります。

支給が止まっていた期間（月数）は支給月数から減じられる場合があります。

◆授業料等減免の手続きもしましょう。

給付奨学金は、高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）として実施されているものです。そのため、給付奨学生は、授業料等減免（授業料・入学金の減免）も同時に受けることができます。詳細は、進学先決定後に進学先の学校に問い合わせてください。また、授業料等減免制度については 22 ページも確認してください。

◆給付奨学生として自覚と責任を持って勉学に励んでください。

進学後の学業成績などの基準に基づく判定結果によっては、給付奨学金の支給が打ち切られる場合があります。

◆給付奨学生として採用後は、本人都合で辞退（打ち切り）はできません。

本人都合により支給を停止することはできますが、給付奨学生としての認定は受け続けるため、給付奨学生に必要な手続きを行う必要があります。また、第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額は調整され続けます。

◆進学前には振り込まれません。

奨学金は進学後に振込みが始まります。進学前に必要な入学金等には利用できません。大学等への進学前に入学金などまとまった資金の準備が必要になる場合には、19 ページをご確認ください。

◆支給額は見直されます。

毎月の支給額は、本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産、及び多子世帯であるか等に基づき、毎年度 10 月に見直されます。見直し後の支援区分は9月上旬頃にスカラネット・パーソナルで確認ができます。

【本冊子の用語】

あなた..... 給付奨学生採用候補者に決定した本人

JASSO..... 日本学生支援機構

採用候補者... 給付奨学金の予約を申し込んで選考に通った人（給付奨学生採用候補者）

※授業料等減免のみの支援となった人も含みます。

決定通知..... 採用候補者として決定したことの通知（「大学等奨学生採用候補者決定通知」）

第〇区分..... 第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に共通する説明に使用します。

進学届..... 進学したことの届出（進学後にインターネットで行います。）

生計維持者... 父母ともいる場合は2人とも。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人1人（例えば、祖父または祖母等）

社会的養護を必要とする人... 満18歳となる日の前日に（満18歳となる前々日以前に申し込む場合は申込時点で）児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2）

※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

※2 高等学校等を卒業することにより、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む

I 確認

①手続きの流れ（目次）

奨学金支給開始までの流れを確認しましょう。

給付奨学生採用候補者に決定した人で奨学金の支給を希望する人は、大学等へ進学後に手続きが必要です。

I 確認

①手続きの流れ（目次）	2
②採用候補者決定通知の確認	3
【参考】採用候補者決定通知（簡易版）の印刷	5
③給付奨学金を受けられる学校等	7
④決定内容の変更	8
⑤奨学金の支給金額	9
⑥多子世帯の支援について	12
⑦第一種奨学金との併用	14

II 進学前の準備

①奨学金振込口座の準備	17
②進学時に用意する書類	18
（大切なお知らせ）進学前の資金準備	19

給付奨学金を受けられる学校へ進学（令和8年4月～）

III 進学後の手続き

・必要書類の提出、「進学届」の提出等	20
提出期間は進学後、すぐに進学先へ確認しましょう。	

給付奨学生に採用（奨学金の振込開始）

IV 支給中の手続き

・変更事項の届出、適格認定、在籍報告	21
--------------------	----

【参考】授業料等減免の手続き 22

※ あなたが高等専門学校3年生の場合は「進学」を「高等専門学校4年生に進級」と読み替えてください。

I 確認

②採用候補者決定通知の確認

採用候補者決定通知に記載されている内容を確認しましょう。

決定通知は、「提出用」と「本人保管用」に分かれています。「提出用」は、進学時に提出する重要な書類となります。紛失しないように大切に保管しましょう。決定通知の見方は、「大学等予約採用選考結果 在中」に同封している「採用候補者に決定した皆さんへ」をご覧ください。なお、「採用候補者に決定した皆さんへ」は以下のホームページにも掲載しています。

○[大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方へ](#)



給付奨学金の「選考結果」に係る表記について説明します。

決定通知の「選考結果」欄に記載の内容を確認してください。選考要件のうち、家計基準（収入基準及び資産基準）や多子世帯の判定結果に応じて、支援区分を振り分けています。

支援区分は「第Ⅰ区分」、「第Ⅱ区分」、「第Ⅲ区分」、「第Ⅰ区分（多子世帯）」、「第Ⅱ区分（多子世帯）」、「第Ⅲ区分（多子世帯）」、「第Ⅳ区分（多子世帯）」、「多子世帯」、「第Ⅳ区分私立理工農」の9区分です。但し、給付奨学金の支給が0円となる場合があります（12ページ）ので、選考結果欄は13通りの表記があります。

次ページの表のとおり、支援区分ごとに給付奨学金の支給額（0円の場合含む）や授業料等減免の支援額が異なります。次ページの表をご確認いただき、給付奨学金や授業料等減免の支援内容をご確認ください。

給付奨学金の支給額が0円の場合（12ページ）でも、進学後に進学届の提出及び給付奨学生としての手続き等は**必要**ですのでご注意ください。

多子世帯支援の制度説明は、12～13ページに記載していますのでご確認ください。

I 確認

②採用候補者決定通知の確認

選考結果欄の記載		選考要件 確認結果			給付奨学金	授業料等減免
		収入基準	資産基準	多子世帯の判定結果		
第Ⅰ区分	➡	第Ⅰ区分に該当	○	×	第Ⅰ区分の支援	第Ⅰ区分の支援
第Ⅱ区分	➡	第Ⅱ区分に該当	○	×	第Ⅱ区分の支援	第Ⅱ区分の支援
第Ⅲ区分	➡	第Ⅲ区分に該当	○	×	第Ⅲ区分の支援	第Ⅲ区分の支援
第Ⅰ区分（多子世帯）	➡	第Ⅰ区分に該当	○	○	第Ⅰ区分の支援	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅱ区分（多子世帯）	➡	第Ⅱ区分に該当	○	○	第Ⅱ区分の支援	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅲ区分（多子世帯）	➡	第Ⅲ区分に該当	○	○	第Ⅲ区分の支援	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅳ区分（多子世帯）	➡	第Ⅳ区分に該当	○	○	第Ⅳ区分の支援	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅰ区分（多子世帯） 授業料等減免のみ	➡	第Ⅰ区分に該当	△ (※1)	○	0円	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅱ区分（多子世帯） 授業料等減免のみ	➡	第Ⅱ区分に該当	△ (※1)	○	0円	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅲ区分（多子世帯） 授業料等減免のみ	➡	第Ⅲ区分に該当	△ (※1)	○	0円	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅳ区分（多子世帯） 授業料等減免のみ	➡	第Ⅳ区分に該当	△ (※1)	○	0円	第Ⅰ区分と同等の支援
多子世帯 授業料等減免のみ	➡	第Ⅳ区分を超過	○ 又は △ (※1)	○	0円	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅳ区分私立理工農 授業料等減免のみ	➡	第Ⅳ区分に該当	○	×	0円	第Ⅳ区分の支援(※2)

(※1) 「多子世帯に属している」と確認ができた場合は、授業料等減免については資産基準が3億円未満に緩和されます。あなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円以上3億円未満であれば、資産基準は「△」と記載されています。

(※2) 授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。大学及び高等専門学校は第Ⅰ区分の3分の1の、短期大学と専門学校は第Ⅰ区分の4分の1の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

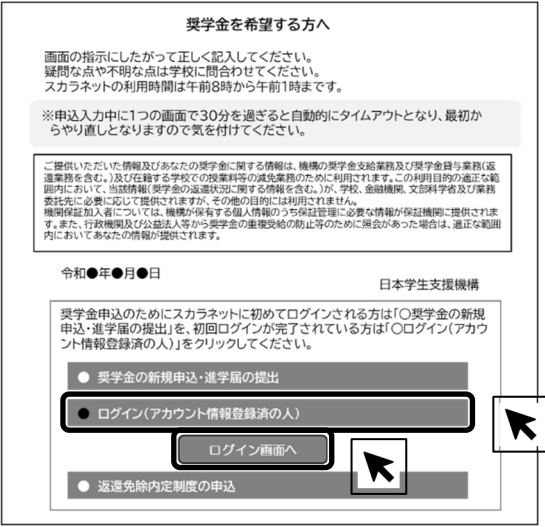
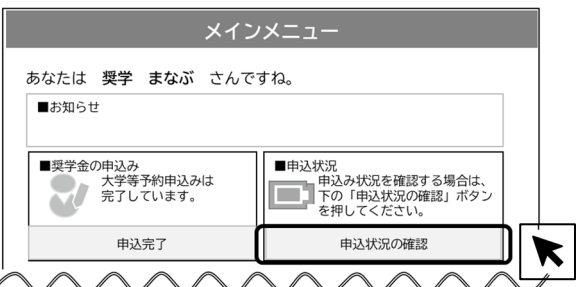
I 確認

【参考】採用候補者決定通知（簡易版）の印刷

決定通知は、奨学金を申し込んだスカラネット（インターネット）より、「簡易版」を印刷することができます。

万が一、決定通知を紛失した場合には、次の手順で簡易版を印刷し、進学後の手続きには印刷した簡易版を使用してください。簡易版も進学後の手続きに有効な書類として利用可能です。

●「採用候補者決定通知（簡易版）」の印刷方法

①	スカラネットにアクセスします。	スカラネットのログインページへアクセスしてください。 スカラネットのログインページ 
②	「ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックすると表示される「ログイン画面へ」をクリックします。	
③	申込IDとアカウント情報登録時にあなたが設定したパスワードを入力し、「次へ」をクリックします。	 ログインできない場合には「ログインできない方」をクリックしてください。申込時に登録したメールアドレスを通して申込IDの確認・パスワードの再設定をすることができます。
④	メインメニューにある「申込状況の確認」をクリックします。	

I 確認

【参考】採用候補者決定通知（簡易版）の印刷

- ⑤ 「申込状況の確認」画面にある「選考結果確認」をクリックします。

申込状況の確認		
現在の申込状況	詳細	
選考完了	選考が完了しました。 下の「更新履歴」から選考結果を確認できます。	

あなたの申込状況	更新日時	確認
選考完了	20XX/XX/XX XX:XX:XX	選考結果確認
選考準備中	20XX/XX/XX XX:XX:XX	
審査書類受付	20XX/XX/XX XX:XX:XX	

- ⑥ 「選考結果」画面の最下部にある「採用候補者決定通知（簡易版）の印刷」をクリックすると、簡易版を印刷することができます。
※「採用候補者決定通知（簡易版）」は片面1ページとなります。

令和●年●月●日
独立行政法人 日本学生支援機構

選考結果	
登録番号	99999901-100-00999
学年等	3年10組
出願番号	A000001
氏名	学校用 氏本 様 (学校用 氏本 様)

本機構は、あなたを下記のとおり令和8年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。
 ついては、あなたが令和8年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、定められた期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知」を万が一紛失された場合は、「採用候補者決定通知（簡易版）の印刷」ボタンを押して印刷してください。

注）「採用候補者決定通知（簡易版）の印刷」ボタンを押すと、進学届/パスワードを印字して表示します。
 表示する場合は、取り扱いに十分注意してください。

採用候補者決定通知（簡易版）の印刷

前の画面に戻るときは、下の「戻る」ボタンを押してください。

I 確認 ③給付奨学金を受けられる学校等

給付奨学金を利用する際は、進学先が対象となっているか確認してください。

給付奨学金の採用候補者が給付奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体が給付奨学金の対象であることを確認した学校（確認大学等）に進学した場合です。ただし、正規の学籍で在籍する場合に限ります（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。なお、令和8年度中に確認大学等へ進学しなかった場合、採用候補者としての資格を失います。

また、給付奨学金利用条件欄に「第Ⅳ区分私立理工農」と記載されている場合は、確認大学等のうち私立かつ理工農系の分野として国・地方公共団体から確認を受けた学科等（以下「私立学校の理工農系の学科等」）に進学しなければ給付奨学生として採用されません。



◎支援の対象となる大学・短大・高専・専門学校一覧
（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



学校種別・課程	支給の可否
大学・短期大学	○
通信教育課程・放送大学（※1）	○
専攻科	×（※2）
別科	×
専修学校（専門課程） （※3）	○
通信教育課程（※1）	○
高等専門学校（4年次）（※4）	○

（※1）通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関わらず、年に一度、年額が一括支給されます。

（※2）独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります（予約採用でなく在学採用の対象）。

（※3）専修学校高等課程、一般課程及び附帯教育は対象外です。

（※4）高等専門学校は、4年次に編入する場合のみ予約採用の対象となります。

（※5）海外の大学等へ進学する場合は対象外です。



外国籍の人へ

外国籍の人は、次のいずれかの在留資格を有している人のみ、給付を受けられます。もし下記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金全額を速やかに返金していただくことになります。

「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、
「永住者の配偶者等」、「定住者（※1）」、「家族滞在（※2）」

※1 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。

※2 「家族滞在」は、「日本の小学校、中学校及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「12歳に達した学年の末日までに初めて日本国に入国した人であり、日本の中学校及び高等学校等を卒業（修了）していること」のいずれかに該当し、かつ、大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人に限ります。

※3 在留期限が進学日前になっている場合、在留資格の更新手続きを忘れると、奨学生に採用されません。

※4 進学時に改めて在留資格等を申告していただく必要があります。

I 確認 ④決定内容の変更

次の項目は「進学届」の提出時（20ページ）に変更ができます。

項目		備考
1	すべての奨学金の辞退 （全部辞退）	進学できなかった場合を含め、 辞退の手続きは不要 です。「進学届」を提出しなければ、すべての奨学金を辞退したものとして扱います。
2	貸与奨学金のみ辞退 （一部辞退）	「進学届」にて辞退できます。
3	給付奨学金のみ辞退 （一部辞退）	進学後に進学先の学校に申し出て手続きの方法を確認してください。
4	あなたの生年月日	決定通知に生年月日は記載されていませんが、「進学届」提出画面にあなたが予約採用申込時に登録した生年月日が表示されます。 万が一、誤っている場合には「進学届」提出時に変更することができます。
5	生計維持者情報	予約採用申込時から進学届提出までの間に生計維持者に変更（生計維持者と離別・死別等した）が生じている場合には、進学届にて生計維持者の変更ができます。進学届提出時の生計維持者等の情報に基づき、10月に支援区分が見直されます。なお、予約採用申込時の申告誤りや申告漏れにより生計維持者の変更がある場合は、進学後に進学先の学校へ申し出てください（在学採用での再申込が必要です）。

※ 「あなたの氏名」（カナ氏名を含む）は、**進学届では変更できません**。進学届では決定通知に記載されている氏名を入力したうえで、進学届提出後に進学先の学校を通して別途改氏名等の手続きをする必要があります。必ず進学届提出前に進学先の学校の奨学金窓口に出して、必要な手続きの案内を受けてください。



貸与奨学金を併せて申し込まなかった人へ

決定通知に印字されている支援区分及び支援内容は2026年9月分までのものです。給付奨学金は、毎年10月に支援区分が見直されるため（21ページ）、卒業までの間に支給額が下がったり、支給対象外となったりすることがあります。

これらに備え、予約採用では貸与奨学金の申請を見送った人も、進学後、在学採用で申請できる機会がありますので、進学後、貸与奨学金の申込みも検討してください。

※ 進学前に貸与奨学金を追加して申し込むことはできません。進学後に進学先の学校を通じて申込みをしてください。

（例）給付奨学生のための採用候補者となった人が第一種奨学金も希望する場合 等

I 確認

⑤奨学金の支給金額

給付奨学金の支給を受けられる学校に入学後、正規の卒業時期まで、毎年、収入基準及び資産基準を満たしている場合に限り、収入基準に基づく支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に応じた金額が振り込まれます。

1. 一般の課程の支給月額

学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

自宅通学・自宅外通学の取扱いについては、10ページにて確認してください。

学校種別・世帯の所得金額に基づく支援区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円
高等専門学校（4～5年生）	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	4,400円 (6,500円)	8,600円	6,700円 (8,800円)	10,900円

（※1）以下のいずれかに該当する人は、カッコ内の金額となります。

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人
- ・社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人

なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

（※2）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

2. 通信教育課程の支給額

授業形態（印刷教材、スクーリング、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）に関わらず、右表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

区分	（国公立・私立、自宅・自宅外共通）
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	12,800円



「決定通知」の給付奨学金選考結果欄に「授業料等減免のみの支援」の記載がある場合は、給付奨学生として採用されても給付奨学金の支給はありません（支給額0円となります）。12ページも参照してください。

3. 自宅通学・自宅外通学とは

(1)「自宅通学」

あなたが生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学になります）。

(2)「自宅外通学」

あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下の①～⑤のいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます（※1）。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、以下の①～⑤の要件にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

「進学届」で「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます（※2）。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を期限までに提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。給付奨学金と併せて貸与を受ける第一種奨学金も同様です。ただし、定められた期限までに不備のない書類の提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、証明書が不備なく学校に提出された月から自宅外月額に変更します。

- ① 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道 60 キロメートル以上（目安）
- ② 実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上（目安）
- ③ 実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上（目安）
- ④ 実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下（目安）
- ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

◆「自宅外通学」の条件や証明書類については、[JASSOホームページに掲載している「自宅外通学要件確認チャート」](#)、「[自宅外通学に関するQ&A](#)」で詳細を確認することができます。



※1 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みが無くなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大 1.4 倍を返金いただく場合があります。

※2 進学先が定める期限までに「自宅外通学」であることの証明書類等を提出し、かつ、進学届で「自宅外通学」を選択した人は、所定の期限までにJASSOでの書類審査が不備なく終了した場合、当初から自宅外月額が振り込まれる場合があります。（詳細は、令和8年2月下旬以降、進学先の大学等に確認してください。）



給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける人へ

給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける人は、給付奨学金における通学形態（自宅通学・自宅外通学）に揃えることとなります。給付奨学金の支給を受けている期間は、第一種奨学金の月額が調整されます（14 ページ）。

4. 第Ⅳ区分の支援について

(1) あなたが多子世帯に属している場合

JASSOにて審査した結果、12ページの多子世帯の説明に当てはまると確認できた場合、決定通知の給付奨学金選考結果欄に「第Ⅳ区分（多子世帯）」と印字されています。給付奨学金として、進学先の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる9ページの表の金額（月額）が支給されます。また、進学後に進学先の指定する方法により別途手続きをすることで、第Ⅰ区分と同等の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

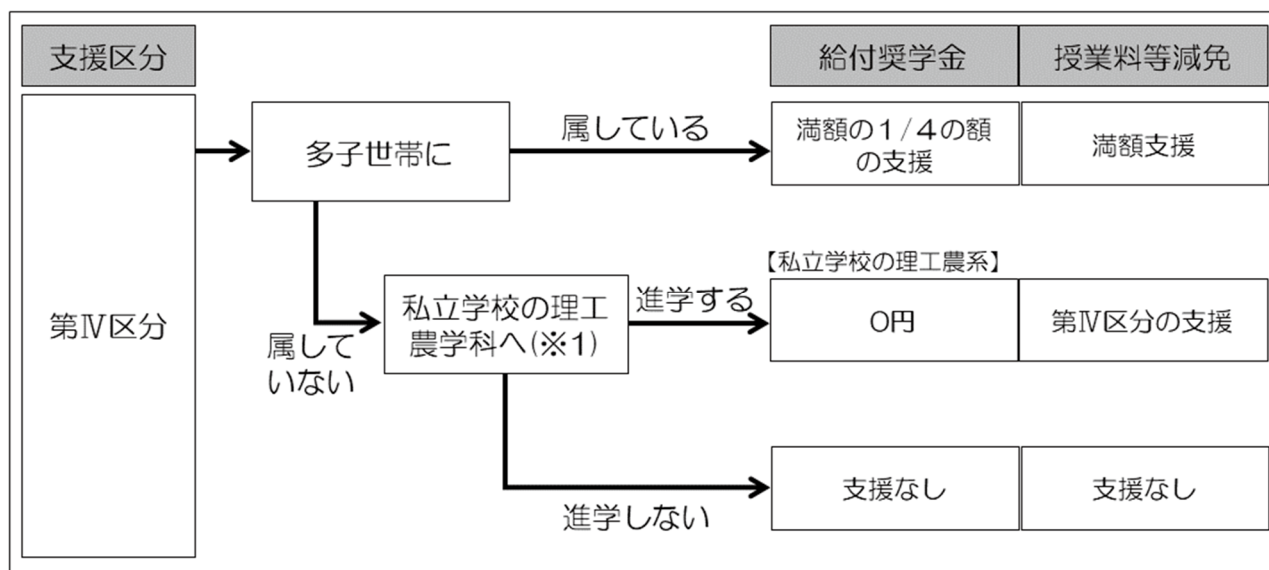
(2) あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に進学した場合

決定通知の給付奨学金選考結果欄に「第Ⅳ区分私立理工農 授業料等減免のみ」と印字されています。私立学校の理工農系の学科等（※1）に進学した場合は、**給付奨学金の支給額は0円となりますが**、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、大学及び高等専門学校は満額の3分の1の、短期大学と専門学校は満額の4分の1の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

(3) 上記(1)～(2)のいずれにも当てはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

<参考> 修学支援新制度 第Ⅳ区分イメージ



※1 私立学校の理工農学科のうち、国又は地方自治体から当該区分の対象であると認められた学科に限り、給付奨学生として採用され、授業料等減免の支援を受けることができます。

対象となる理工農系の学部・学科等は、文部科学省のホームページにて確認してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm



※2 あなたが多子世帯に属しており、私立学校の理工農系の学科等へ進学した場合には、(1)の支援になります。

I 確認

⑥多子世帯の支援について

1. 多子世帯について

「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつあなたが生計維持者に扶養されている場合をいいます。

- ・あなたが奨学金申込時に入力した生計維持者の扶養親族のうち生計維持者の子どもに該当する者の数
 - ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計
- ※市町村民税情報における配偶者は扶養親族には含まれません。

上記の内容をもとに「多子世帯に属している」ことが確認できた場合は決定通知の給付奨学金利用条件欄に「多子世帯」と印字されています。この場合は、進学後に進学先の指定する方法により別途手続きをすることで、第Ⅰ区分と同等の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

2. 給付奨学金の支給額が0円になる場合

審査の結果、以下(1)～(2)いずれかに該当した場合は、授業料等減免の支援を受けることができますが、給付奨学金の支給額は0円になります。

(1) 多子世帯に属しており、収入基準も支援区分に該当するが、あなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円以上3億円未満の場合

給付奨学金の資産基準(5,000万円未満)は満たしていないため、給付奨学金の支給額は0円となります。

授業料等減免は、多子世帯に属している場合に限り資産基準が3億円未満に緩和されますので、授業料等減免は満額の支援(第Ⅰ区分と同等の支援)を受けることができます。

(2) 多子世帯に属しているが、収入基準の審査をした結果、支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分)に該当しなかった場合

収入基準が第Ⅰ区分～第Ⅳ区分のいずれにも該当しなかったため、給付奨学金の支給額は0円となります。

「多子世帯に属している」ことかつ資産基準を満たしていることは確認できたため、授業料等減免は、満額の支援(第Ⅰ区分と同等の支援)を受けることができます。

<参考>

	選考結果欄の記載	選考要件 確認結果			給付奨学金	授業料等減免
		収入基準	資産基準	多子世帯の判定結果		
(1)	第〇区分(多子世帯) 授業料等減免のみ	第〇区分に該当	△ (※)	○	0円	第Ⅰ区分と同等の支援
(2)	多子世帯 授業料等減免のみ	第Ⅳ区分を超過	○又は△ (※)	○		

(※)「多子世帯に属している」と確認ができた場合は、授業料等減免の資産基準が3億円未満に緩和されます。あなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円以上3億円未満であれば、資産基準は「△」と記載されています。



給付奨学金の支給額が0円の場合であっても、授業料等減免の支援を受けるには進学届の提出及び給付奨学生としての手続き等は必要です。

3. よくあるご質問

- (1) Q：子ども3人以上の世帯だが、採用候補者決定通知に「第〇区分（多子世帯）」や「多子世帯」の記載がないのはなぜか。

A：JASSOの審査における「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつあなたが生計維持者に扶養されている場合をいいます。

- ・あなたが奨学金申込時に入力した生計維持者の扶養親族のうち生計維持者の子どもに該当する者の数
- ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計

審査の結果、多子世帯に該当しなかった理由は、以下の可能性が考えられます。

- ①スカラネットで入力した生計維持者の扶養親族のうち生計維持者の子どもに該当する者の数が2人以下だった。（※1）
 - ②マイナンバーから取得した生計維持者全員の市町村民税情報における2024年12月31日時点での扶養親族の数を確認した結果、合計2人以下だった（※2）。
 - ③申込者本人が生計維持者に扶養されていなかった（※3）。
- （※1）スカラネットにログインし、入力内容をご確認ください。
- （※2）令和7年度課税（所得）証明書か、マイナポータルから生計維持者の市町村民税情報における扶養親族の数をご確認ください。
- （※3）マイナポータルから申込者本人の市町村民税情報において、申込者本人が扶養されているかをご確認ください。

- (2) Q：「第〇区分（多子世帯）」や「多子世帯」の記載がないが、多子世帯の支援を受けられないということか。

A：「第〇区分（多子世帯）」や「多子世帯」の記載がない場合、(1)に示す多子世帯の条件に該当していないため、多子世帯の支援を受けることができません。申込内容に誤りがあった場合には、進学後に進学先で在学採用にお申込みください。

なお、2024年12月31日時点の生計維持者の扶養親族数や申込者本人の扶養状況について、市町村民税情報の修正（税の更正）をされた場合、その旨をご申告いただくことで、採否等における再判定の対象となることがあります。詳しくは[JASSOホームページ「税の更正に関する申告について（令和8年度 予約採用）」](#)をご確認ください。

※生計維持者に2025年1月1日以降に生まれた子等がいる場合、進学後に進学先でお手続きいただくことで、一定の条件に基づき、多子世帯の判定のための「子ども」の数に加えることができます。詳しくは[JASSOホームページ「多子世帯支援における新たに生まれた子等の取扱い」](#)をご確認ください。

- (3) Q：多子世帯に属しているが、選考結果欄に「授業料等減免のみ」の記載があるため給付奨学金の支給額は0円となる。今後卒業まで給付奨学金の支給額は0円なのか。

A：毎年10月に支援区分が見直されるため、見直しの結果、卒業までの間に支給額が上がる場合があります（21ページ）。

その他のよくあるご質問は、JASSOホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。

○よくあるご質問



I 確認

⑦第一種奨学金との併用

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を受ける人が、併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。これを併給調整といいます。併給調整の結果、多くの場合は第一種奨学金の振込額が減額となり、0円になる場合もあります。これは高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）の支援を受けることができない学生との公平性の観点から実施するものです。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。

給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合は、初回振込から併給調整がかかります。第一種奨学金が採用となった翌月以降、給付奨学金に採用となる場合には、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）を行います。精算処理ができない場合（調整後の月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき貸与終了後の返還と併せて返還していただく場合があります。

調整後の金額について、決定通知に「多子世帯」の記載がない場合は「1. 多子世帯に属していない場合」の表を、決定通知に「多子世帯」の記載がある場合は「2. 多子世帯に属している場合」の表をご確認ください。

1. 多子世帯に属していない場合

学校種別・ 給付奨学金の区分			第一種奨学金の貸与月額（調整後）			
			国公立		私立	
			自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学 (昼間部)	第Ⅰ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分		20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)	20,000円 30,000円 44,500円
短期大学 (昼間部)	第Ⅰ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分		24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、30,000円、40,000円 (20,000円、30,000円、47,000円)	20,000円 30,000円 47,000円
高等 専門学校 (昼間部)	第Ⅰ区分		7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分		20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、33,500円 (20,000円、30,000円、40,500円)	20,000円 30,000円 40,500円
専修学校 (専門課程) (昼間部)	第Ⅰ区分		1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分		20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、30,000円、40,700円 (20,000円、30,000円、47,700円)	20,000円 30,000円 47,700円

次ページに備考を掲載しているため、必ずご確認ください。

I 確認

⑦第一種奨学金との併用

(※1) 以下のいずれかに該当する人は、カッコ内の金額となります。

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人
- ・社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人

(※2) 進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなる場合があります。

そのため給付奨学金における「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

(※3) 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を受けることができないため、併給調整はされません。[併給調整がされない通常の貸与月額については、JASSO ホームページ](#)でご確認ください。



(※4) 給付奨学金は毎年支援区分の見直し（21 ページ）を行います。見直しの結果、支援区分に変動が生じた場合、併給調整後の第一種奨学金の貸与月額も変動する場合があります。支援区分の対象外となった場合、第一種奨学金は併給調整なしの月額を利用できます。

(※5) 通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、14 ページの表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は、[JASSO のホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表](#)をご覧ください。



国費による給付金との併給制限について

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、また、多子世帯に属しているか否かに関わらず、**あなたが国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給はありません。**

- ※ 高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金（訓練手当）、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、教育訓練支援給付金、職業訓練受講給付金を指します。
- ◆ 文部科学省ホームページ掲載資料（「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」）参照

https://www.mext.go.jp/content/20250425-mxt_gakushi01_100001055_06.pdf



I 確認

⑦第一種奨学金との併用

2. 多子世帯に属している場合

学校種別・ 給付奨学金の区分		第一種奨学金の貸与月額（調整後）			
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大 学 (昼間部)	第Ⅰ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	多子世帯（※1）	300円	6,300円	0円	5,600円
短期大学 (昼間部)	第Ⅰ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	2,700円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	5,200円	1,800円	0円	0円
	多子世帯（※1）	12,500円	18,500円	1,300円	8,300円
高等 専門学校 (昼間部)	第Ⅰ区分（多子世帯）	7,900円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	13,700円	8,600円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	19,500円	20,000円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	21,000円	22,800円	0円	0円
	多子世帯（※1）	25,400円	20,000円 31,400円	0円	1,600円
専修学校 (専門課程) (昼間部)	第Ⅰ区分（多子世帯）	1,900円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	11,600円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	21,300円	14,800円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	23,800円	20,400円	0円	0円
	多子世帯（※1）	20,000円 31,300円	20,000円 37,100円	3,800円	10,800円

（※1）決定通知の給付奨学金利用条件欄に「多子世帯」のみの記載がある場合の貸与月額となります。

（※2）生活保護（扶助の種類は問いません）を受けている生計維持者と同居している人、また、通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。[詳細はJASSOのホームページ](#)をご確認ください。



Ⅱ 進学前の準備

① 奨学金振込口座の準備

奨学金は、奨学生本人（あなた）名義の口座に振り込みます。進学するまでに使用できる口座を必ず用意してください。

なお、奨学金申込時に「公金受取口座を奨学金振込口座に利用する」と申告した人についても、公金受取口座が存在しない又は確認できない場合は、進学届提出時に奨学金振込口座の申告が必要となる場合がありますので、事前に口座情報を確認しておいてください。

	使用できる	使用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く） ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店は利用できます。	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行・住信SBIネット銀行・ソニー銀行・PayPay銀行・auじぶん銀行・セブン銀行・イオン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行・あおぞら銀行等）
口座	あなた名義の普通預金（通常貯金）口座	あなた以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

「進学届」では、正確に振込口座情報を届け出る必要があります。あなた名義の口座を用意したら、使用できる口座であることを事前にご確認ください。

（１）ゆうちょ銀行以外の銀行等

総合口座

おなまえ ショウガク マナブ ④

科目	店番号	口座番号
普通預金	999	1234567

株式会社 ●●銀行

●●支店 ②

①金融機関名

②支店名

③口座番号

④名義 ※

（２）ゆうちょ銀行

記号 番号

11960 12345671

おなまえ ショウガク マナブ 様

①記号

②番号

③名義 ※

その口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は、次の内容をご入力ください。

【店名】一九八（読み）
【店番】〇〇〇〇 【預金種目】普通預金 【口座番号】01234567

【注意】
ゆうちょ銀行の場合は、店名、店番や口座番号は使用しません。



【注意】口座名義について

「口座名義」が「決定通知」に記載された「カナ氏名」と異なる場合、奨学金の振り込みができません。「決定通知」に記載された「カナ氏名」から変更がある場合は、進学届では変更ができませんので、改氏名等の手続きについて、進学届提出前に進学先の学校へ申し出てください。（８ページ参照）。

※カナ氏名は大文字と小文字の区別をつけていないため、当該箇所のみ相違による訂正の必要はありません。

Ⅱ 進学前の準備

②進学時に用意する書類

下表であなたが用意すべき書類を確認し、進学後、進学先の学校にいつでも提出・確認ができるよう、準備しておいてください。

○.....進学先へ提出が必要なもの

●.....「進学届」提出（入力）の際、手元に置いておく必要のあるもの

書類の名称	提出が必要な人	書類の内容・注意点	使い方
「採用候補者決定通知」 【提出用】	全員	決定通知の裏面に必要事項をすべて記入したうえで、進学先に提出してください。（欄外※） なお、スカラネットより簡易版を印刷した場合は裏面及び必要事項記入欄が存在しないため、そのまま提出してください。	○
「採用候補者決定通知」 【本人保管用】	—	「進学届」を入力する際に必要な「パスワード」が記載されています。（欄外※）	●
自宅外通学であることの 証明書類	該当者のみ	進学した月から自宅外通学をする場合は、自宅外から通学していることを証明する書類の提出が必要です。 （証明書類の例） 契約者又は入居者として本人氏名の記載があるアパート・マンション等の「賃貸借契約書」や「入寮許可書」等 ※1 賃貸借の契約者があなた以外の人であるときは、追加の証明書類の提出が必要になる場合がありますので、あなた名義で賃貸借契約を結ぶことをお勧めします。 ※2 自宅外通学の条件は 10 ページ参照	○

※「採用候補者決定通知」を紛失した場合は、スカラネット（インターネット）より「採用候補者決定通知（簡易版）」を印刷してください（5 ページ参照）。

Ⅱ 進学前の準備

（大切なお知らせ）進学前の資金準備

大学等への進学前には、受験料や受験に伴う宿泊・交通費、合格後の入学金などの支払いが必要となります。例えば入学金は、国立大学の場合282,000円（標準額（令和7年4月時点））、私立大学の場合240,806円（令和5年度平均（注））となっていますが、**JASSOの給付奨学金の支給や大学等の授業料等減免^{※1}は、進学後に行われるものであり、進学前に必要な資金の準備が必要です。**資金の準備にあたっては、以下の制度のご利用もご検討ください^{※2}。

（注）出典：文部科学省「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査」

※1 学校によっては、入学金等の支払いを猶予する制度を設けていることがありますので、詳しくは、進学先の学校に確認してください。

※2 各制度とも利用に当たっては審査があります。審査の結果、利用できない場合もありますのであらかじめご承知おきください。

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）	
融資限度額	就学支度費 500,000円【無利子】 ※貸付対象は学校に入学する際に必要な入学金等であり、受験料など受験に伴う費用は原則として対象となりません。
対象	必要な資金の融通を他から受けることが困難な低所得世帯（市町村民税非課税程度の世帯）
備考	・保証人不要（世帯内で連帯借受人が必要） ・償還期限：据置期間経過後20年以内（据置期間は卒業後6か月以内）
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会

国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
融資限度額	3,500,000円【有利子】
対象	融資の対象となる学校に入学・在学する人の保護者
備考	・授業料・入学金の減免分は融資のお使いみちに含めることができません（減免分以外の授業料・入学金、受験費用、自宅外通学に必要な住居費用などが対象）。 ・子供の人数に応じて、世帯年収による制限あり。 （例、子供2人の場合世帯年収が890万円以内） ・低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。 ・『国の教育ローン』の融資を受けられた場合には、JASSOの入学時特別増額貸与奨学金を利用することができません（「貸与奨学生採用候補者のしおり」18ページ）。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html 

入学時必要資金融資（労働金庫）	
融資限度額	あなたがJASSOの入学時特別増額貸与奨学金で借りる額（～500,000円）【有利子】
対象	入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人
備考	進学後にJASSOから振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する約束をすることで、進学前に労働金庫から融資を受けることができる制度です。 ※詳しくは、「貸与奨学生採用候補者のしおり」19ページや JASSOホームページ に掲載の「入学時必要資金融資のご案内」をご確認ください。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html 

※他にも、母子父子寡婦福祉貸付金（給付奨学金受給者は、償還に条件があります）等の制度があります。

Ⅲ進学後の手続き

必要書類の提出、「進学届」の提出等

給付奨学金の給付を受けるには、進学先の学校を通じて「進学届」を提出することが必要です。給付奨学金の支給額が0円の場合でも、授業料等減免の支援を受けるためには進学後に給付奨学生としての手続き等は必要です。学校の定める期限までに手続きを行わなければ、**奨学金を辞退したもの**とみなします。

1. 進学時の提出書類

進学後、速やかに18ページの表のうち「○」が記載されている書類を進学先の奨学金窓口へ提出してください。

※ 進学先の学校から奨学金の説明会への出席を指示された場合は、必ず出席してください。

2. 「進学届」の提出

「進学届」は、進学後、スカラネット（インターネット）を通じて提出します。

入力期間や手順については、**必ず進学先の学校の指示に従ってください。**

※ 病気等やむを得ない事情により、学校が定める入力期間中に提出できない場合は、速やかに進学した学校に相談してください。

※ 決定通知に「第Ⅳ区分私立理工農」と記載のある場合は、私立学校の理工農系の学科等に進学しなければ給付奨学生として採用されません。

3. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、給付奨学生として採用され、奨学金の振込みが開始されます。

初回振込月は「進学届」の提出時期によって異なりますが、振込開始が5月の場合、**4月分とまとめて2か月分**振り込まれます。

※ 「進学届」にて入力（確認）した奨学金振込口座があなた名義の口座でなかったり、入力した内容に誤りがあったりする場合は振込みが遅れます。

※ 通信教育課程に進学した場合は、概ね「進学届」提出の翌月に振り込まれます（年1回）。

4. 採用時の交付書類

給付奨学生として採用されると、進学先の学校から「**給付奨学生証**」が交付されます。

「給付奨学生証」は給付奨学生としての資格を証明するものです。記載事項に誤りがないか確認し、大切に保管してください。

また、「給付奨学生証」の裏面には「給付奨学生のしおり ダイジェスト版」が掲載されています。注意事項や支給中の手続きなどを記載していますので、よく読んで内容を確認してください。ホームページには「給付奨学生のしおり」も掲載されますので、併せてよく読んでください。



給付奨学生採用後の新規申込みの制限

給付奨学生に採用された後で、退学等により給付奨学金の支給が終了すると、再度新たに申し込むことはできませんのでご注意ください。

奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励むとともに、必要な手続きを期日までに行ってください。

1. 給付奨学生になってからも変更できる事項

(1) 奨学金振込口座

使用できる口座（17ページ）であれば変更することができます。

(2) 通学形態（10ページ）

通学形態（自宅通学・自宅外通学）を変更する場合、速やかに届出が必要です。

※ 自宅外通学である届出が入居月より3か月を超えて進学先の学校へ届け出があった場合は、届出月からの自宅外月額変更となります。

※ 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額の支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みが無くなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。

また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大1.4倍を返金いただく場合があります。

2. 適格認定

(1) 家計

奨学金支給期間中、毎年、あなたと生計維持者の住民税情報（マイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額が、家計基準及び多子世帯に該当するかを満たしているかをJASSOが確認します。確認の結果、支援区分が見直されることにより、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わったりすることがあります。

※ 事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、所得に関する書類等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

(2) 学業成績・学修意欲

在学校により学年末（2年生以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果がJASSOに報告されます。

※1 次のいずれかに該当する場合は「廃止」の判定を受け、奨学金の支給が打ち切られますのでご注意ください。

ア) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合

イ) 修得単位数が6割以下の場合

ウ) 履修科目の授業の出席率が6割以下など学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合

※2 次のいずれかに該当する場合は「警告」の判定を受け、それを連続で受けた場合には奨学金の支給が打ち切られますのでご注意ください。ただし、2回目の「連続」がイのみ該当する場合、奨学金の支給は打ち切りとはならず、「停止」の判定となります。なお、次の学業成績などの基準の判定の際に「廃止」「警告」のいずれにも該当しない場合は支援が再開されます。

ア) 修得単位数が7割以下の場合

イ) 成績評価が所属する学部等の下位4分の1以下の場合

ウ) 履修科目の授業の出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

※3 「廃止」又は「警告」の基準に該当する場合であっても、災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しないことがあります。

Ⅳ支給中の手続き

変更事項の届出、適格認定、在籍報告

3. 在籍報告

在籍状況や通学形態などの申告内容について、毎年4月にインターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、**給付奨学金の支給が止まります**。追って報告することで支給が再開されますが、**止まっていた期間については支給月数から減じられることがあります**ので、報告期限を進学先の学校に確認のうえ、期限内に報告するようにしてください。

【参考】 授業料等減免の手続き

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等減免（授業料・入学金の減免）も同時に受けることができます。多子世帯に属する方も同様です。ただし、支援を受けるには進学先の学校で**別途手続きが必要です**。手続きの方法や時期は学校により異なるため進学先の学校の指示に従ってください。

1. 進学時の手続き

進学先の学校の指示に従い、必要書類等を準備のうえ申請手続きを行います。

- ※ 入学手続きの際に進学先の学校で確認してください。
- ※ 給付奨学金の採用候補者であっても、授業料等減免を受けるためには、必ず進学先での手続きが必要です。
- ※ 給付奨学金の利用は希望せず、授業料等減免のみの利用を希望したい場合は、進学先にその旨申し出てください。
- ※ 入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後3か月以内に進学先の学校に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。

2. 対象校

給付奨学金を受けられる学校（確認大学等）と同じです。

確認大学等は、文部科学省ホームページで公開されていますので確認してください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

3. 支援対象者の要件（基準）

[学力基準](#)、[家計基準](#)を給付奨学金案内及びJASSOホームページで案内しておりますのでご確認ください。

学力基準 家計基準



4. 減免額

給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）、学校の設置者（国公立・私立）、学校種（大学、短期大学、専修学校等）、多子世帯又は理工農系に該当するかにより決まります。

（「給付奨学金案内」17ページ、「給付奨学金案内（高等専門学校3年生向け）」47ページ参照）。なお、多子世帯に属している場合は、第Ⅰ区分と同等の免除を受けることができます。また、各学校の授業料が減額されるもので、振込があるものではありません。

【採用となってから】

5. 適格認定（家計・学力）

毎年度、収入状況を確認し10月に授業料減免額（支援区分）が変更されることがあります。また、進学後の学業成績等に基づいて、翌年度（2年以下の課程は翌半期）の継続支給について審査があります。※給付奨学金の適格認定（21ページ参照）と同じ基準で審査されます。

奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。
お電話でのお問い合わせの前に、ぜひご活用ください。



日本学生支援機構 X（旧 Twitter） 公式アカウント

学生等に対する各種支援情報を発信していますので、ぜひフォローしてください。

@JASSO_general



手続きに関するお問い合わせ先

日本学生支援機構 奨学金相談センター

奨学金の手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。

【電話番号】 0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）

【受付時間】 9時～20時（土日祝日・年末年始を除く）